



2019年11月29日

各 位

会社名 HENNGE株式会社
代表者名 代表取締役社長 小椋 一宏
(証券コード：4475 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員
ビジネス・アドミニストレーション・ディビジョン統括
天野 治夫
(TEL. 03-6415-3660)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年12月25日開催予定の第23期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式についての権利を限定する規定を新設するものであります。
- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するとともに、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものであります。
- (3) その他、上記条文の新設に伴う条数の変更、不要となった附則の削除及び字句の整理を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更定款案
第1章 総則 第1条～第5条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第5条 (現行どおり)
第2章 株式 第6条～第7条 (条文省略)	第2章 株式 第6条～第7条 (現行どおり)

現行定款	変更定款案
<p>(新設)</p> <p><u>第8条～第30条</u> (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第31条</u> (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第32条～第39条</u> (条文省略)</p> <p><u>第40条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものにかんする定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p><u>第41条～第44条</u> (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>(記載省略)</p> <p>(基準日に関する附則)</p> <p>当社が株式分割を行う際の基準日は、<u>2019年7月1日とする。</u></p> <p>(2) <u>本附則は株式分割の効力の発生に伴い、自動的に消滅する。</u></p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第8条</u> 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1 <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>2 <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>3 <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>第9条～第31条</u> (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第32条</u> (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p><u>(3)当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>(4)前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u></p> <p><u>第33条～第40条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第41条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p><u>第42条～第45条</u> (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年12月25日 (水)

定款変更の効力発生日 2019年12月25日 (水)

以上